

大規模災害時における  
行政手続相談等に関する協定書

令和2年7月22日

小林市  
宮崎県行政書士会

## 大規模災害時における行政手続相談等に関する協定書

小林市（以下「甲」という。）と宮崎県行政書士会（以下「乙」という。）は、小林市内で大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、諸手続きに関する行政手続の相談（以下「行政手続相談等」という。）を小林市民（小林市に避難してきた被災者を含む。以下、同じ）に対して行うため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時に、諸手続きの照会及び手続きが急増し、甲の職員のみでは十分な対応が出来ないことが想定されるため、諸手続きに精通している乙と共同して行政手続相談等に対応することを目的とする。

### （要請）

第2条 甲が、災害対策本部を設置し、かつ、市内において災害救助法が適用された場合で、行政手続相談等の必要性が生じた時は、乙に対して協力を要請することができる。

### （行政手続相談等の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政手続相談等は、行政書士法第1条の2及び3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 甲及び乙の共同による臨時行政相談窓口及び移動行政相談所（以下「臨時行政相談窓口等」という。）の設置
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

### （要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、協力要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

2 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や担当窓口連絡先等の提供に努めるものとする。

### （臨時行政相談窓口等の設置及び運営）

第5条 甲は、臨時行政相談窓口等の設置及び運営を円滑に行うために、次に掲げる業務について努めるものとする。

- (1) 設置場所の確保
- (2) 設置に係る調整のための担当窓口設置
- (3) 住民等に対する広報
- (4) 必要な消耗品の無償提供及び無償貸与

### （費用負担）

第6条 第3条に規定する行政手続相談等業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

### （実費手数料の取扱い）

第7条 甲の要請に基づく行政手続相談等は無料とし、実費が必要な場合には相談者が

負担するものとする。

(損害の補償)

第8条 甲の要請に基づく行政手続相談等を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(相談担当者の連絡)

第9条 乙は、臨時行政相談窓口等において行政手続相談等を行う場合には、速やかに相談担当者を選出し、乙の相談担当者名簿を甲へ提出する。ただし、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

(報告)

第10条 乙は、実施した臨時行政相談窓口等の件数及び相談内容の概要について、随時、甲に協力報告書(様式第2号)で報告するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 行政手続相談における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)及び小林市個人情報保護条例(平成18年小林市条例第11号)の規定を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議し、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は、乙が文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月22日

甲 小林市細野300番地

小林市

小林市長 宮原義



乙 宮崎市高千穂通1丁目5番35号 グラン高千穂1F

宮崎県行政書士会

会長 濱田哲



(様式第1号)

年 月 日

宮崎県行政書士会

会 長

小林市長

### 協力要請書

大規模災害時における行政手続相談等に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	所属	職名
	氏名	電話番号
電話・FAX等による 要請日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃	
要請内容		
場 所		
期 間		
備 考		

(様式第2号)

年 月 日

小林市長

宮崎県行政書士会

会 長

### 協力報告書

大規模災害時における行政手続相談等に関する協定第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属
	氏名
	電話
業務内容・件数	
業務従事者	
場 所	
期 間	
備 考	

